

# 平成 30 年北海道胆振東部地震における住宅の応急修理実施要領

(平成 30 年 9 月 28 日決定)

災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号 以下「法」という。）では、「応急救助」、「自治体自らが実施する現物給付」という基本原則の下で住宅の応急修理を行なうこととされているが、この実施要領は、平成 30 年北海道胆振東部地震における、法に基づく住宅の応急修理の取扱について定めるものである。

なお、札幌市は本制度の対象となる法の適用を受けている（平成 30 年 9 月 6 日適用）。

## 1 対象者

### (1) 以下の全ての要件を満たす者（世帯）

#### ア 当該災害により半壊又は大規模半壊の住家被害を受けたこと

災害により半壊又は大規模半壊の住家被害を受け、そのままでは住むことができない状態にあること。ただし、対象者が自宅にいる場合であっても、日常生活に不可欠な部分に被害があれば、住宅の応急修理の対象となる。

※全壊の住家は、修理を行えない程度の被害を受けた住家であるので、住宅の応急修理の対象とはならないが、応急修理を実施することにより居住が可能である場合はこの限りでない。

#### イ 応急修理を行うことによって、避難所等への避難を要しなくなると見込まれること。

対象者（世帯）が、現に、避難所、車等で避難生活を送っており、応急修理を行うことで、被害を受けた住宅での生活が可能となることを見込まれる場合を対象とする。

#### ウ 応急仮設住宅を利用しないこと。

住宅の応急修理と重複して、応急仮設住宅（民間賃貸住宅の借り上げを含む）を利用することは、応急修理の目的を達成できないため認められない。

### (2) 資力等の要件

大規模半壊の住家被害を受けた者については、資力の有無を問わない。

半壊の住家被害を受け、自らの資力では応急修理することができない者については、申出書（様式第 2 号）により、資力の有無について客観的に判断する。

## 2 住宅の応急修理の範囲及び基本的考え方

### (1) 住宅の応急修理の範囲

住宅の応急修理の対象範囲は、屋根等の基本部分、ドア等の開口部、上下水道等の配管・配線、トイレ等の衛生設備の日常生活に必要欠くことのできない部分であって、緊急に応急修理を行うことが適当な箇所について、実施することとする。

### (2) 基本的考え方

応急修理の箇所や方法等についての基本的考え方は、以下のとおりとする。（詳細は、別紙 1 「住宅の応急修理にかかる工事例」のとおり）

#### ア 地震の被害と直接関係ある修理のみが対象となる。

#### イ 内装に関するものは原則として対象外とする。

ただし、床や外壁の修理と併せて畳等や壁紙の補修が行われる場合については、以下の取扱とする。

応急修理は、一般的には、より緊急を要する部分から実施すべきものであり、通常、畳等や壁紙の補修は優先度が低いと解される。また、壊れた外壁の修理とともに壁紙の補修を実施する場合には、当該壁の部分に限り対象とする。

- ウ 修理の方法は、柱の応急修理が不可能な場合に壁を新設するなど代替措置でも可とする。
- エ 家電製品は対象外とする。

### 3 基準額等

- (1) 住宅の応急修理のため支出できる費用は、原材料費、労務費及び修理事務費等一切の経費を含むものとし、1世帯あたりの限度額は584千円以内とする。
- (2) 同一住家（1戸）に2以上の世帯が居住している場合に住宅の応急修理のため支出できる費用の額は、(1)の1世帯当たりの額以内とする。
- (3) 住宅の応急修理の費用は、修理箇所毎に算出し、その合計額が限度額の範囲内とする。ただし、合計額が限度額を超える部分については、被災者が負担するものとする。
- (4) 借家の取扱

借家は、本来、その所有者が修理を行うものであるが、法に基づく住宅の応急修理は、住宅の再建や住宅の損害補償を行うものではなく、生活の場を確保するものであるから、借家であっても、所有者が修理を行えず、かつ、居住者の資力をもってしては修理できないために現に居住する場所を失う場合は、所有者の同意を得て応急修理を行って差し支えない。

### 4 手続の流れ（別紙2「住宅の応急修理 事務手続フロー」のとおり）

- (1) 札幌市が、応急修理（全体の手続きの流れ、書類の記入方法、修理箇所の範囲等）について、業者に周知する。
- (2) 札幌市が応急修理を行う修理業者のリストを提示する。このリストは、札幌市が追加削除等の管理を行う。
- (3) 札幌市は、被災者に対する住宅の相談窓口を開設し、修理業者の斡旋と合わせて応急修理制度の概要を説明する。
- (4) 希望する被災者は、札幌市の窓口に応急修理申込書（様式第1号）及び申出書（様式第2号）を提出し、要件審査を受ける。札幌市は必要に応じて該当者への修理業者の斡旋や応急修理見積書（様式第3号）等の用紙を提供する。
- (5) 被災者は、修理業者に希望する修理の箇所を伝え、応急修理見積書の作成依頼を行う。
- (6) 修理業者は、住宅の応急修理の対象となる修理予定箇所と費用を記載した応急修理見積書を被災者に提出する。修理業者は、被災者に対して修理見積書の内容を的確に説明する責務を有するものとする。
- (7) 被災者又は修理業者は、応急修理見積書を札幌市窓口に提出する。札幌市は、応急修理見積書の内容を確認の上、応急修理依頼書（様式第4号）を交付する。
- (8) 修理業者は、応急修理依頼書が交付されたことを被災者に連絡の上、工事を実施する。
- (9) 修理業者は、工事完了後、工事写真等を添付の上、札幌市に工事完了報告書（様式第5号）

を提出し、合わせて応急修理に要した費用を札幌市に請求する。札幌市は実施要領に照らし審査を行った上で費用を支払う。なお、住宅の応急修理に要した費用のうち、1世帯あたりの限度額を超える部分については、被災者が負担するものとする。

#### 附則

この要領は、平成30年9月28日から施行する。

#### 要領様式

様式	名称
様式第1号	応急修理申込書
様式第2号	申出書
様式第3号	応急修理見積書
様式第4号	応急修理依頼書
様式第5号	工事完了報告書
様式第6号	修理業者願書
様式第7号	取下届

## 住宅の応急修理にかかる工事例

### 1 典型的な応急修理の工事例

- (1) 壊れた屋根の補修（瓦葺屋根を鋼板葺屋根に変更するなどの屋根瓦材の変更を含む。）
- (2) 傾いた柱の家起こし（筋交の取替、耐震合板の打付等の耐震性確保のための措置を伴うものに限る。）
- (3) 破損した柱梁等の構造部材の取替
- (4) 壊れた床の補修（床の補修と併せて行わざるを得ない必要最小限の畳の補修を含む。）
- (5) 壊れた外壁の補修（土壁を板壁に変更する等の壁材の変更を含む。外壁の修理とともに壁紙の補修を実施する場合には、当該壁の部分に限り対象とする。）
- (6) 壊れた基礎の補修（無筋基礎の場合には、鉄筋コンクリートによる耐震補強を含む。）
- (7) 壊れた戸、窓の補修（破損したガラス、カギの取替を含む。）
- (8) 壊れた給排気設備の取替
- (9) 上下水道配管の水漏れ部分の補修（配管理め込み部分の壁等のタイルの補修を含む。）
- (10) 電気、ガス、電話等の配管の配線の補修（スイッチ、コンセント、ブラケット、ガス栓、ジャックを含む。）
- (11) 壊れた便器、浴槽等の衛生設備の取替（便器はロータンクを含むが、洗浄機能の付加された部分は含まない。設備の取替と併せて行わざるを得ない最小限の床、壁の補修を含む。）

### 2 応急修理の基本的考え方

- (1) 地震の被害と直接関係ある修理のみが対象となる。
  - (例) ○壊れた屋根の補修（屋根葺き材の変更は可）
    - 壊れた便器の取り替え（×洗浄機能等の付帯したものは不可）
    - 割れたガラスの取り替え（取り替えるガラスはペアガラスでも可）
    - ×壊れていない便器の取り替え
    - ×古くなった壁紙の貼り替え
    - ×古くなった屋根葺き材の取り替え
- (2) 内装に関するものは原則として対象外であるが、床や壁の修理と併せて畳等や壁紙の補修が行われる場合については、以下の取扱とする。
  - ア 壊れた床の修理と合わせて畳等の補修を実施する場合には、1戸当たり6畳相当を限度として対象とする。
  - イ 壊れた壁の修理とともに壁紙の補修を実施する場合には、当該壁の部分に限り対象とする。
- (例) ×壊れた石膏ボードのみの取り替え
  - ×畳や壁紙のみの補修
- (3) 修理の方法は代替措置でも可とする。
  - (例) ○柱の応急修理が不可能な場合に壁を新設
- (4) 家電製品は対象外とする。

様式第 1 号

平成 年 月 日

(あて先) 札幌市長

## 応急修理申込書

住宅の応急修理を実施されたく申し込みます。

なお、住宅の応急修理の申し込みに関して、世帯員の収入、世帯構成を札幌市の担当者が調査・確認することに同意します。

【被害を受けた住宅の所在地】

【現在の住所】

【現在の連絡先電話番号】※携帯電話も可

【生年月日】

明治・大正・昭和・平成 年 月 日生 ( 歳)

【氏名】

印

### 1 災害名

平成 30 年北海道胆振東部地震

### 2 住宅の被害の程度 全壊・大規模半壊・半壊

(※札幌市が発行する「り災証明書」に基づき、被害の程度に○をつけてください。)

### 3 被害を受けた住宅の部位 (※該当箇所に○をつけてください。)

- |        |               |                     |
|--------|---------------|---------------------|
| (1) 屋根 | (7) ドア        | (13) 電気・電話線・テレビ線の配線 |
| (2) 柱  | (8) 窓         | (14) トイレ            |
| (3) 床  | (9) サッシ       | (15) 浴室             |
| (4) 外壁 | (10) 上下水道の配管  |                     |
| (5) 基礎 | (11) ガスの配管    |                     |
| (6) 梁  | (12) 給排気設備の配管 |                     |

【添付書類】

- 住民票 (外国人世帯にあつては、外国人登録済証明書) 等世帯が居住する住宅の所在、世帯の構成が確認できる市町が発行する証明書類
- 住宅が半壊もしくは大規模半壊の被害を受けたことが確認できる市町が発行するり災証明書 (写し可)

※ これらの書類は事後提出も可能です。

様式第 2 号

申 出 書

私、\_\_\_\_\_は、平成 30 年北海道胆振東部地震のため住家が半壊しております。住家を修理する資力が下記の理由のとおり不足するため、応急修理を実施いただきますようお願いいたします。

記

※資力が不足する理由を具体的にご記入ください。

平成 年 月 日

(申出者)

現住所 \_\_\_\_\_

被害を受けた住宅の所在地 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

印 \_\_\_\_\_



様式第 4 号

平成 年 月 日

(業者名)

様

札幌市長 秋元 克広 印

### 応急修理依頼書

次の被災者住宅について、別添修理見積書（写）のとおり応急修理するよう依頼しますので、工事完了後、速やかに「工事完了報告書」を提出してください。

なお、工事内容の最終確認の結果、経費によっては応急修理の対象外となる場合がありますのでご了承願います。

- 1 被災者住所・氏名
- 2 対象住宅所在地
- 3 受付番号
- 4 依頼工事の見積額

金 円（応急修理分，税込）

(添付書類)

応急修理見積書（写）

※ 工事完了後、工事完了報告書を提出し、市担当者の確認を受けてください。

※ 修理代金の支払いについては、適法な支払請求書を提出後 30 日以内に支払を行います。



様式第 5 号

平成 年 月 日

(あて先) 札幌市長

(業者名)

印

## 完了報告書

次の被災者住宅について、別添応急修理見積書（写）のとおり応急修理を完了しましたので、報告します。

1 件 名

2 対象住宅所在地・氏名

3 受付番号

4 完了年月日

平成 年 月 日

(添付書類)

- ・ 応急修理見積書（写）
- ・ 修理写真（施工前、施工中、施工後）

様式第 6 号

平成 年 月 日

(あて先) 札幌市長

修理申込者) 住 所

氏 名

印

### 住 宅 の 応 急 修 理 業 者 願 書

私は、平成 30 年北海道胆振東部地震における住宅の応急修理実施要領に基づく修理工事を次の業者に委任するとともに、修理業者として登録して下さるようお願いいたします。

会 社 名

住 所

代 表 者 名

印

電 話 番 号

フ ァ ャ ッ ク ス 番 号

申請にあたっては、次の事項を確認の上、誓約する場合は□にレを記入してください。

- 私は、住宅の応急修理実施要領に基づく修理業者として、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下同じ。）又は、暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第 2 号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当しない者であるとともに、今後、これらの者とならないことを誓約します。

#### 【添付書類】

- (法人) 建設業許可書の写し (対象工事の業種の許可が必要) 等  
(個人) 運転免許証の写し等

様式第7号

平成 年 月 日

(あて先) 札幌市長

住所

氏名

印

### 取 下 届

平成 年 月 日付けで行った、災害救助法に基づく応急修理の申し込みについて、下記のとおり取下げいたします。

なお、申込書および添付書類は、当方に返却の必要はありませんので、札幌市において処分されることに同意します。

### 記

- 住宅の所在地
  
- 取下げの理由
  - ・ 修理を行わず解体するため
  - ・ 応急仮設住宅に入居するため
  - ・ 民間賃貸住宅借上げ制度を利用するため
  - ・ その他 ( )

受付番号： 号 (札幌市で記入)